

平成29年度 第3回 鎌ヶ谷市障がい者地域自立支援協議会 会議録 (概要)

日 時 平成29年10月4日(水) 午後2時00分から午後4時00分

場 所 鎌ヶ谷市総合福祉保健センター4階 研修室

出席者 黒岩史郎会長、山根清孝委員、市川正人委員、松村桂子委員、
木藤直美委員、山本幸子委員、村田セツ子委員、加藤美智子委員、
飯高優子委員、西出信夫委員、鈴木君江委員、上谷豪委員、早坂ひとみ委員、
高橋徹委員(鎌ヶ谷市社会福祉課長)、本間恵委員(鎌ヶ谷市健康増進課主幹)

欠席者 高橋貴子副会長、江間由紀夫委員、渡辺浩隆委員、小林謙介委員、
井手勝則委員

事務局 (障がい福祉課) 斉藤実障がい福祉課長、櫻井誠支援係長、星直子庶務係長、
中村浩主任主事、鈴木俊雄、(えがお) 渡辺恵美子所長(もくせい園) 米良康
史施設長、

公開・非公開の区分 公開

傍聴者 0名

添付資料

- ・ 式次第
- ・ 「第5期鎌ヶ谷市障がい福祉計画・第1期鎌ヶ谷市障がい児福祉計画」(素案)
- ・ 基幹相談支援センター設置に伴う相談支援体制の強化について
- ・ 鎌ヶ谷市基幹相談支援センターのパンフレット
- ・ 鎌ヶ谷市障がい福祉マップ
- ・ 平成29年度鎌ヶ谷市障がい者地域自立支援協議会委員名簿

<本日の傍聴人及び会議の出席状況について>

事務局より、出席者数が会議開催の定足数である過半数を満たしていること及び傍聴者が0名であることを報告した。

1. 会長挨拶

平成29年度は鎌ケ谷市障がい者地域自立支援協議会（以下「協議会」）において、平成30年度から平成32年度にかけての「第5期鎌ケ谷市障がい福祉計画」（以下「第5期計画」）の策定に係る業務も行っている。第5期計画では各年度における障がい福祉サービスの種類ごとの必要量の見込み、その確保の方策、地域生活支援事業の実施に関する事項などをこの計画で定めることになっている。

特に本日は前回会議での意見を踏まえ「骨子案」を整理した「素案」の内容について協議することになるので、委員各位には積極的に発言いただきたい。

2. 第5期鎌ケ谷市障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画（素案）について

事務局

第5期計画の表題について、改正児童福祉法において、「市町村障害児福祉計画」を定めるものとされたため、表題も「第1期障がい児福祉計画」という文言を追記している。

資料1「第5期鎌ケ谷市障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画（素案）」（以下「素案」）について説明。

会長

質疑、意見はあるか。

委員

素案7ページの「6 計画策定にあたっての取り組み」の、「事業所などで構成する、『鎌ケ谷市障がい者地域自立支援協議会の意見を踏まえ、』の後のカッコはどこまでか。

事務局

「鎌ケ谷市障がい者地域自立支援協議会」、までである。追記する。

委員

事業の「計画値」について、「実績値」より少なく見積もっているところがある。例えば、素案19ページの「⑥療養介護」では平成27年度から平成29年度の実績値が、13人、13人、12人となっているが、計画値は平成30年度から平成32年度全ての年度で、12人となっている。対象者が年齢を重ねることを考えると、実績を下回らない方がいいのではないか。

事務局

素案19ページの「⑥療養介護」は13人から12人に推移しており本年度の見込みも12人であり、ここにはないが、平成24年からの実績を見ても横ばいの状況である。今後も大きな増加・減少が見込めないので横ばいの計画値としている。

会長

ほかにはどうか。

委員

素案15ページの「①生活介護」では、平成30年度から平成32年度までの計画値が2人ずつ増えている。特別支援学校の卒業後で生活介護を検討する場合、鎌ケ谷市内の事業所で定員に空きがある施設がどれだけあるのか不安である。実績値が増えていないのは、定員がいっぱいで受け入れられないからではないのか。定員に空きがなく仕方なく他市で利用しているというケースも多いと思う。また、特別支援学校では、医療的ケアが必要な生徒も増えている。今後、医療的ケアを必要とする生徒が卒業していくことも念頭に置いて計画を立ててもらいたい。

委員

特別支援学校高等部の各学年に、身体・知的・精神障がいをもつ生徒が何名いて、卒業時に生活介護・就労継続支援B型・就労移行などの事業所を利用する可能性があるのかを参考にすると、3年間が見越せるのではないか。

また、素案4～5ページの鎌ケ谷市を取り巻く現状に障害者手帳所持者の状況が載っているが、障がい児、障がい者の区別がない。今回障がい児福祉計画が加わったのなら、素案4ページの「障害者手帳所持者数の推移」の手帳所持者数に「障がい児」は何人なのかを平成28年度分だけでも示せないか。

平成24年度から平成28年度までの5年間の推移では、手帳所持者の数が若干増又は横ばいに見える。しかし、素案5ページの「③療育手帳所持者の状況」を例にとると、平成28年度は素案に示されたとおり661人だが平成17年度には380人であった。また、素案6ページの精神障害者保健福祉手帳所持者は平成17年度には174人であったが現在706人になり倍増している。平成17年度と比較すると障害者手帳所持者や、福祉サービスの利用者が増え、地域が変わってきたことを実感できる。それをもっと強調してもいいのではないか。

事務局

素案の「4 鎌ケ谷市を取り巻く現状」で、平成24年度から平成28年度までの過去5年間の「障害者手帳所持者数の推移」を示しているが、更に平成17年度までさかのぼると所持者数が大幅に増えている状況がわかりやすいというご意見は改めて検討したい。また、今回の第5期計画は、第1期障がい児福祉計画にもなるので、障がい児の区分については記載する方向で検討したい。

会長

素案9ページの地域生活支援拠点について、プロジェクトチームでは「面的整備」ということになったと思うが「市内に1か所整備」との表現でいいのか。

事務局

プロジェクトチームでは、新たに1か所拠点をつくるよりも鎌ケ谷市に今ある資源を有効活用する「面的整備」の方がいいのではないかという議論をしているのは確かだが、鎌ケ谷市の方針として決定したわけではない。1か所整備の中身をどういふものにするのかまでは決まっていないのでこの表現になっている。

会長

アンケート調査では、ホームヘルプ、ショートステイ、移動支援のニーズが高かったが、計画相談の現場からも、ニーズがあっても受け入れ事業所がないと利用実績に結びつかないということを感じる。市内の事業所が増えれば実績も伸びると思うが、

この点をどのように考えるのか。

事務局

今後、鎌ヶ谷市内の事業所がどれくらい増えるかを見込むことは難しい。今、市内の事業所を利用できない方は、他市の事業所を利用している。実績から見るとホームヘルパーなどの約8割程度は市内の事業所利用である。また重度訪問介護では実際の利用者は7人程度だが1つの事業所では時間数が多すぎるため、1人の利用者が5～6ヵ所の事業所を利用しているケースが多い。その場合、1つは市内だがほかは全て市外というケースや、全部市外というケースもある。市外の事業所の利用者は多い。

高齢者支援課の計画では特別養護老人ホームを市が主体的に整備していくという考え方のため整備量として計画に反映させることができるが、障がい福祉課の計画の場合は、市が整備に対して補助を出すというものではない。「平成31年度にグループホームが1ヵ所できる」といった確実な要因があれば、事業所の増加を計画値に反映させることもできるが、現状で確定できるものはないので実績から計画値を算出するしかない状況にある。

委員

素案28ページの移動支援事業について、「安定したサービスの確保とサービスの質の向上を図る」と記載があるが、各市でサービスに差がある。鎌ヶ谷市がサービスや質の向上の確保に対してどのような方向性を目指しているのか伺いたい。

委員

特別支援学校は複数の市にまたがるので、親同士の情報交換の中で、鎌ヶ谷市では移動支援事業を利用しにくいという話を聞く。共稼ぎのご夫婦も多い中、少しの時間でも利用できると保護者も助かると思う。今後の計画に反映していただきたい。

事務局

近隣市のなかには、移動支援事業を通学などでも利用可としているところもあるが、鎌ヶ谷市では、予算額の問題や、基準の見直しの問題などから通学での利用はできないとしている。今回アンケート調査などでいただいた意見をもとに、今後課題を整理していきたいと考えている。

会長

移動支援事業は、地域生活支援事業なので、それぞれの市の状況に合わせて柔軟に取り組むことができるようになっている。そのため、それぞれの市で基準が異なる。柏市と松戸市と鎌ヶ谷市では利用条件がかなり違うという話である。

それから、素案31ページの成年後見制度法人後見支援事業の計画値で平成30年度、31年度と「無」で、平成32年度だけ「有」というのはどういうことか。

事務局

成年後見制度法人後見支援事業は、成年後見の活動を支援するために研修などを開催し、市民後見人を広げていくための事業であるが、同様の事業を毎年度高齢者支援課が実施している。障がい福祉課としても、取り組んでいくべきか検討していきたいと考えているので、第5期計画の最終年度である平成32年度には「有」とさせていただいている。

委員

素案36ページ「3 情報提供活動の充実」に、各障害福祉サービスの認知度が低いため障がい者が情報を入手できるよう力を入れる旨の記述があるが、知らなかったサービスを知って利用が増えることを前提にすると、素案33ページの平成28年度「排泄管理支援用具」の実績値が、1,937件とかなり多くなっているのに、計画値は、最大でも平成32年度の1,880件と、過去3年の実績値に届かない目標となっている。同じく素案16ページの「③就労移行支援」は、実績値、計画値ともに、どんどん増えている一方なのに、素案18ページの「⑤就労定着支援」は、新規事業ではあるものの平成30年度の計画値が1月あたり1人となっている。これでは1年間で12人の枠しか想定しないことになる。もう少し就労定着支援に力を入れてもいいのではないか。

事務局

「排泄管理支援用具」の実績については、平成28年度は大きく増加しているが平成29年度の実績見込みは1,815件であり、平成28年度実績の増加は、一時的なものだと判断した。当然利用者数に増減はあるが、全体の数値を考慮して計画値を算出している。

会長

就労定着支援についてはどうか。

事務局

確かに少ないという印象はあるが、平成28年度に就労移行支援事業所から一般就労した人数は16人である。仮にこの16人に対して就労定着支援を行った場合に12月で割ると、1月あたり1人になる。平成30年以降の事業所参入状況が不明であるため大きな数字は見込めないのが現状である。

会長

続いて、次の議題に移る。議題3の鎌ヶ谷市基幹相談支援センター（以下「基幹相談支援センター」）の設置についての報告案件を事務局より願います。

3. 鎌ヶ谷市基幹相談支援センターの設置についての報告

事務局

資料2の「基幹相談支援センター設置に伴う相談支援体制の強化について」をご覧ください。

この資料は、基幹相談支援センターの設置にともない、これまであった委託相談支援事業所と指定相談支援事業所の三者の役割を整理したものである。

まず、三者の位置づけについて説明する。資料2の1ページから2ページをご覧ください、「(1) 一般的な相談」は、障害者総合支援法で規定されているもので、鎌ヶ谷市では、知的障がいに関しては「なしねっと」に、精神障がいに関することは「サポートネット鎌ヶ谷」と「八千代地域生活支援センター」にそれぞれ委託している。ここでは、便宜的に委託相談支援事業所と呼ぶことにする。「(2) 総合的・専門的な相談（基幹相談支援センター）」も、障害者総合支援法の中に規定されているもので、一般相談だけでなく委託相談支援事業所が相談事業の中で対応に困っているケースについて、助言を行うなどの相談支援の中核的な役割を担う機関として位置づけられている。「(3) 計画相談支援・障害児相談支援」は、計画相談事業所のことで、障

がい者のサービス等利用計画を作成する事業所である。

次に資料2の5ページの「鎌ヶ谷市基幹相談支援センターの相談支援事業を中心とした役割整理図」をご覧ください。

これは、基幹相談支援センターが中心になり、委託相談支援事業所・計画相談支援事業所と連携することでネットワークを構築し、さらに助言・研修などを通じて地域の相談支援機能全体を底上げしていくという基幹相談支援センターの役割を図示したものである。こちらの資料は今後、関係各所への説明に使用したいと考えている。

続いて基幹相談支援センターのパンフレットについてセンター長から説明する。

事務局（基幹相談支援センター）

基幹相談支援センターのパンフレットをご覧ください。パンフレットは、シンプルでわかりやすいものを心掛け、中面右下の関係機関の方々を対象にした説明部分以外には、全てふりがなを振っている。

平成29年10月1日に開所式を行い、翌2日から業務を行っている。今後、各事業所などを訪問し、基幹相談支援センターの役割の説明について説明していきたいと考えている。相談者からは、まだ直接電話をいただくことはないが、事業所から困難ケースの相談は入ってきている。

基幹相談支援センターの体制については、相談員が全部で4名。センター長の私のほかに、男性2名、女性1名で、男性については、週4日勤務する者と、その者が休みの日に週1日勤務する者がいる。女性については、事務を兼務した週5日勤務で、主に電話受け付けを担当している。

基幹相談支援センターは利便性の高い新鎌ヶ谷に拠点を構えているが、基本的には相談者のもとに相談員が出向き、話だけではなく、生活状況なども確認するために「アウトリーチ」型を目指している。事業所に対しても、業務多忙だと思うので、なるべく出向いて状況を把握することがアセスメント上大事だと考えている。基本的には相談者を待っている機関というより、フットワーク軽く外に出て行くつもりである。

会長

基幹相談支援センターに関するご質問はあるか。これまで鎌ヶ谷市には一般相談に精神障がいと知的障がいの相談窓口はあったが、一番ジャンルの広い身体障がいの方の相談場所がなかった。そういう意味でも基幹相談支援センターの存在は大きい。基幹相談支援センターで身体障がいの方が相談に来られた際になされている配慮を紹介してもらいたい。

事務局（基幹相談支援センター）

まず建物の入り口部分に階段があるので、車椅子のまま入れるように昇降機を設置した。また、玄関から相談室までもスロープに改修している。相談方法も電話だけでなくFAXやメールでも受け付けている。職員全員で手話を練習していこうとも考えている。今後相談を受ける中で、不備があれば改善していきたいと考えている。

委員

事業所にある電話は1本だけなのか。

事務局

1本だけである。

委員

基幹相談支援センターの存在が知れ渡ると電話1本では中々通じないという声が出るのではないかと。その辺りの対応の仕方を工夫していただきたい。

事務局

どのくらい電話相談が寄せられるかにもよるが、状況によっては、職員は携帯電話を1人1台持っているので、その活用も考えたい。

会長

基幹相談支援センターは、まだスタートしたばかりなので、今後の活躍を期待したい。また、委員各位にも周知の協力をお願いしたい。次に議題の4. その他について何かあるか。

4. その他

事務局

第5期計画の今後の流れについて、事務局より確認させてもらいたい。会議終了後にご意見があれば、平成29年10月6日（金）までに、FAX、電子メールなどで事務局まで送付いただきたい。それらのご意見を反映させた修正版を作成し、まずは送付したい。

その後、市内部の調整会議を経て、さらに修正される可能性がある。この修正した「案（確定版）」は平成29年11月に予定している次回の第4回自立支援協議会で提示する。

さらに、平成30年1月にはパブリックコメント（公的機関が規則などを制定しようとするときに広く市民から、意見を求める手続き）を行い、その後、音声コードを作成し、平成29年度中には印刷する予定になっている。

会長

ほかに質疑、意見はあるか。

（一同なし）

本日は色々なご意見をいただき感謝する。以上で自立支援協議会を散会する。

以上、会議の経過を記録し、相違ないことを証するため次に署名する。

平成29年11月28日

氏名 黒岩 史郎

氏名 飯高 優子